

令和7年12月24日

市政記者各位

こども未来局こども健やか部こども見守り支援課

### 児童扶養手当の支給額誤りに伴う追加支給について

児童扶養手当の支給額認定において、給与所得及び年金所得（障害基礎年金等）の双方を有する受給資格者について、所得額の計算を誤り、支給額を少なく認定していたことが判明しました。

対象者の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後の再発防止に努めてまいります。

#### 1 概要

給与所得及び年金所得（障害基礎年金等）の双方を有する児童扶養手当の受給資格者については、支給額の認定に必要な所得額の計算において所得金額調整控除を適用し、最大で10万円を総所得額から控除する必要があったところ、適用が漏れていたもの。

#### 2 把握経緯及び原因

令和7年8月、他自治体との情報共有の中で、令和3年度の制度改正に関する認識誤りにより、所得金額調整控除の適用が漏れていることを把握したもの。

#### 3 追加支給対象者数及び追加支給額

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| (1) 追加支給対象者数 | 34人                   |
| (2) 追加支給額    | 最小3,550円 ～ 最大127,450円 |

#### 4 対応状況

- (1) 追加支給の対象となる方に、12月24日に文書を送付しております。
- (2) 追加支給分を令和8年1月9日支給分に上乗せして支給します。

#### 5 再発防止

制度の改正があった際は、改正内容の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。

問い合わせ先

こども未来局こども健やか部こども見守り支援課  
真名子 TEL : 092-711-4761 (内線1878)